

物品買入れ等の競争入札事務処理要領

1 目的

この要領は、県が行う物品の買入れもしくは物品の製造もしくは修繕の請負または役務の提供（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用対象案件または建設工事に係るものを除く。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下「競争入札」という。）の執行について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 執行伺い

(1) 執行伺いの作成

課、事務局および地方機関の長（以下「契約担当者」という。）は、競争入札を執行する場合にあっては、回議書により競争入札執行伺いを作成し、決裁を受けること。

(2) 決裁区分

競争入札執行伺いの決裁区分は、滋賀県事務決裁規程（昭和 55 年滋賀県規則第 7 号）に定める「契約の締結その他支出を伴う事務」の決裁区分によること。

(3) 合議

ア 予定価格が 100 万円を超える物品購入および業務委託契約に係る競争入札を執行する場合は、本庁各課、事務局および会計管理局の所管に属する地方機関（会計課地域会計係の所管に属するものを除く。）にあっては、物品購入にかかるものは会計管理局管理課長に、業務委託にかかるものは会計管理局会計課長に、会計課地域会計係の所管に属する地方機関にあっては会計課地域会計係長に合議すること。

イ 本庁各課および事務局が執行する競争入札について、財政課が通知等により合議を必要としている場合は、財政課長に合議すること。

3 一般競争入札の参加資格等

(1) 資格の設定

ア 管理課が所掌している滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号。以下「参加資格等に関する要綱」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されていることを参加資格とすること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 および滋賀県物品関係一般競争入札に係る参加基準（以下「参加基準」という。）第 5 条の規定により、アで定めた参加資格に営業種目登録、所在地域等によりさらに資格制限を加えようとするときまたは経験、実績等に関して資格を追加しようとするときは、その範囲は最小限とし、できる限り多数が参加できるよう配慮すること。特に、経験または実績等に関する資格については、その要否および内容を精査すること。なお、当該参加基準は物品関係を対象にしたものであるが、当分の間、役務の提供等に係る入札にも準用する。

ウ 入札案件により契約担当者が参加資格等に関する要綱に基づく参加資格が適当でないと判断したときは、アまたはイの方法によらずに個別に資格を定めて別の名簿を作成すること。この場合においては、参加資格の公示を行わなければならない。

(2) 資格の公示

ア (1)アまたはイの方法による場合は、管理課が所掌している参加資格等に関する要綱に基づく参加資格者名簿を使用するため参加資格の公示は行わず、入札公告において入札に参加する者に必要な資格の項目で明示すること。

イ (1)ウの方法による場合の公示は、「一般競争入札の参加資格の公示（滋○第○○号）」として県のホームページに掲載することとし、作成はWebコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）で行うこと。なお、参加資格の公示にあたっては、次の手続である入札公告において当該公示を特定して記載する必要があるため、必ず公示番号を明示することとし、その番号は所属の文書番号とすること。

4 指名競争入札参加者の指名

指名競争入札は、案件の性質や目的が一般競争入札に適しないときに執行できるものであるが、その場合の入札参加者の指名は、滋賀県物品関係指名競争入札に係る指名基準によること。

5 予定価格および最低制限価格

(1) 予定価格の設定

競争入札の執行に当たっては、競争入札執行何いの決裁に併せて決裁権者が予定価格を決定し、その額を書面に記載し封書にすること。

(2) 最低制限価格の設定

ア 最低制限価格は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により工事または製造その他についての請負の契約に係る入札において設定できるものであり、物品購入あるいは物品のリース契約に係る入札においては設定することができない。

イ 最低制限価格は、業務委託等の請負の契約については設定することができるが、最低制限価格は適正な契約履行の確保あるいはダンピング防止の観点から設けられるものであり、設定するときはその適否を慎重に判断し、適正な積算に基づいた額を算出すること。

6 入札保証金および契約保証金

(1) 入札保証金の免除

ア 免除要件は滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）第202条に規定があり、入札保証保険契約の締結のほか、同条第2号の規定により契約担当者の包括的な判断により免除できることになっているので、契約担当者は免除するかどうかを決定したうえで一般競争入札においては入札公告で明示し、指名競争入札においては入札通知書に記載すること。

イ アの処理において、一定の具体的な要件を設けたうえで免除するかどうかを判断

しようとする場合は、入札説明書で具体的な免除要件や手続を示すこととし、入札公告においてその旨を明示すること。

その場合の要件としては、過去何年間かを定め、国、地方公共団体等と種類をほぼ同じくし、かつ規模が同等以上の契約を何回締結したかを定めるのが適当である。

ウ イの場合において、要件をさらに詳細に定めなければならないときは、原則に返って契約金額の 100 分の 5 以上の金額を納めさせるのが適当である。

(2) 契約保証金の免除

ア 免除要件は財務規則第 230 条に規定があり、履行保証保険契約の締結のほか、同条第 3 号の規定により契約担当者の包括的な判断により免除できていることになっているので、契約担当者は免除するかどうかを決定した上で一般競争入札においては入札公告で明示し、指名競争入札においては入札通知書に記載すること。

ただし、契約保証金については、契約の相手方が決定してから判断することもあり得るので、入札公告や入札通知書には「滋賀県財務規則の規定による。」と記載しておくことも可能である。

イ アの処理において、一定の具体的な要件を設けたうえで免除するかどうかを判断しようとする場合は、入札説明書で具体的な免除要件や手続を示すこととし、入札公告においてその旨を明示すること。

その場合の要件としては、過去何年間かを定め、国、地方公共団体等と種類をほぼ同じくし、かつ規模が同等以上の契約を何回締結したかを定めるのが適当である。

ウ イの場合において、要件をさらに詳細に定めなければならないときは、原則に返って契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納めさせるのが適当である。

7 一般競争入札の公告

(1) 公告の方法

ア 一般競争入札の公告は、案件毎に県のホームページに掲載することにより行うことになっているが、物品および役務関係については、原則として滋賀県物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を使用した入札になるので、公告は同システムの案件登録で行うこと。

イ 電子調達システムを使用せず CMS で公告を行う案件は、下記に該当するものとする。

(ア) 共同企業体の参加を認める入札

(イ) 総合評価方式による入札

(ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定（低入札価格調査制度の適用）に該当する入札

(エ) 滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領または滋賀県物品の買入れ等の指名競争入札執行要領のいずれの要領にも基づかないで執行される入札

(オ) 履行期間確保の観点から、開札日当日に再度入札または不落随契までを行い、相手方および契約金額を決定する必要があるもの

(カ) 電子調達システムで自動送信される案件公開通知メール（案件が公告されたことを業者へ知らせるメール）の送信対象が、公告で示す参加資格者の範囲に比べて

著しく広範囲になるもの

(ホ) その他電子調達システムで対応できない入札

ウ 電子調達システムによる入札については、案件ごとに「一般競争入札の留意事項」を添付すること。電子調達システムでは一部の単価契約を除いて発注まで行うこととする。

エ 随意契約における公募型プロポーザルに係る公告は、プロポーザル事務処理要領に基づき CMS で行うこと。

オ CMS で行った公告内容について、契約担当者が変更または取消しの必要があると認めるときは、直ちに CMS で変更または取消しの公告を行うこと。

カ CMS の管理課への承認依頼処理は、公開期間初日の 2 開庁日前の正午までに行うとともに、管理課からの修正等の指示に対応できる体制を確保しておくこと。

(2) 公告の時期

ア 入札公告は、財務規則第 197 条の規定により入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に行わなければならないが、参加資格を有する者への当該入札案件の周知を徹底するため、できる限り早期に公告を行うこと。

イ 入札説明会を開催する場合にあっては、入札公告を原則として入札説明会の前日から起算して少なくとも 10 日前に行うこととする。なお、入札参加者の見積りのため、入札説明会から入札日までについても適切な期間を設けること。

ウ 入札前に入札参加資格を確認しようとする場合で、入札参加資格確認申請書（別記様式 1）または実績等を証明する書類を提出させるときは、原則として提出期日を入札期日の前日から起算して 7 日前とし、入札公告については提出期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に行うこと。

エ ア～ウに定める期間の計算には滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）は含めないものとする。また、ゴールデンウィークや盆休等、県の休日以外で入札参加者に長期の休業が見込まれる期間を含む場合は、実労働日数を考慮し、ア～ウに定める以上の適切な期間を設けること。

(3) 公告の内容

入札公告における記載事項は、財務規則第 198 条の規定によるほか、その他必要な事項として次の項目を加えること。ただし、入札説明書に記載した場合にあっては公告に記載しないことができる。

ア 代理人の入札

イ くじによる落札者の決定

ウ 再度入札

エ 失格となる入札

オ 書換え、引換えまたは撤回の禁止

カ 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止

キ その他入札執行については地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令、財務規則および滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領によること。

- ク 質問および回答の方法等
- ケ その他必要な事項

8 指名競争入札の通知

(1) 通知の方法

入札通知は書面で行い、差出、受取が証明できる簡易書留郵便等の方法により送付すること。ただし、電子調達システムを使用して行う入札については、当該システムの案件登録で行うこと。

(2) 通知の時期

入札通知は、案件内容の数量、性質、金額等に応じ、指名を受けた入札参加者が入札額の見積りをするために必要と思われる適切な期間を設けた上で行うこと。

(3) 通知の内容

滋賀県指名競争入札執行要領（以下「指名競争入札執行要領」という。）の別記様式によること。ただし、電子調達システムを使用して行う入札については、当該システムにより作成される様式によること。

9 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等

ア 入札説明書は、入札執行を適正に行うため、入札に参加しようとする者に対して入札公告に示した事項のほかに必要な事項を明示する場合に作成し交付するものとする。

イ 入札案件の内容については、適正な仕様書を作成し交付すること。

(2) 入札説明会

ア 入札案件の内容説明は、仕様書により行うこととし、談合等の不正行為防止の観点から、入札に参加しようとする者を一同に集めて説明会を開催することは原則として行わないこと。

イ 入札案件の内容が特殊である等の理由により入札説明会を開催する場合は、当該入札説明会に参加しなかった者の入札参加の可否について、一般競争入札においては契約担当者がその都度判断して入札公告で明示すること。なお、指名競争入札においては、指名競争入札執行要領第6条の規定により入札説明会に参加しなかった者を入札に参加させることができないので、その旨を入札通知書に記載すること。

ウ Web 会議システムを利用して入札説明会を開催する場合は、入札説明会の参加者が参加人数や他の参加者の特定ができない方法により行うこと。

(3) 交付方法

入札説明書その他の書面の交付は、当該書面を直接交付する方法、交付を希望する者に対し電子メール等により交付する方法または CMS で作成した入札公告から当該書面をダウンロードさせる方法によることとし、その方法等については入札公告で明示すること。ただし、電子調達システムを使用して行う入札については、当該シス

テムによりダウンロードさせる方法によること。

10 入札の実施

(1) 入札の方法

ア 入札執行者（財務規則第 200 条第 1 項に規定する入札執行者をいう。）は、滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領または滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領に基づき入札を執行すること。ただし、電子調達システムを使用して行う入札については、電子調達システム運用基準によること。

イ 一般競争入札の入札参加者の確認は、入札参加資格確認申請書（別記様式 1）等を事前に提出させた場合はそれによって行い、事前確認を行わない場合は、当日、入札執行室に備えた入札参加者受付簿に参加者の会社名等と氏名を記入させ、それにより行うこと。

ウ 入札は、入札参加資格を有する代表者もしくは代表者から県との取引の権限を委任されて参加資格者名簿に登録されている者またはいずれかの者から随時に入札の権限を委任された代理人が行うことができる。

エ 指定した日時、場所において、入札書を投函させて行う入札にあつては、入札書は投函する者の名で作成させることとし、投函する者の住所、氏名（法人にあつては商号および代表者職氏名）、押印が必要であること。

オ 入札書に記載される代理人の住所、氏名、押印は、委任状の受任者欄に記載されたとおり漏れなく正確に記載されていること。なお、委任状の受任者欄のとりの記載および押印があったうえ、さらにそれ以外の内容が記載または押印されている場合であっても、代理人を特定することが困難となる不適当な内容でない限り有効とする。

カ 入札執行を宣言した後の標準的な入札事務は、別記によること。

(2) 郵便等（持参を含む。）による入札

郵便等（持参を含む。）による入札を認める場合は、入札書の受領期限を定めることとし、その期限は郵便等の到着確認に要する時間を確保した上で、開札の日と同日に設定することも可能とする。

なお、郵便による入札書の送付は、書留郵便（一般書留、簡易書留）で行うことを条件とすること。

11 入札参加資格の確認

(1) 事前確認方式の入札

ア 事前確認方式の入札とは、入札に参加しようとする者が入札公告で示した参加資格を有しているかどうかの確認を、入札前に行う入札をいう。この場合、入札に参加しようとする者に「入札参加資格確認申請書」（別記様式 1）および確認に必要な書類を提出させ、入札執行前に参加資格を確認すること。

イ 参加資格等に関する要綱に規定する資格のほかさらに過去の実績等を資格に加える場合で、書類等による審査事務に相当の時間を要するときまたは入札参加者が少

数と見込まれるときは、事前確認方式により参加資格を確認すること。

(2) 事後確認方式の入札

ア 事後確認方式の入札とは、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみ入札公告で示した参加資格を有しているかどうかの確認を行う入札をいう。この場合、落札者の決定は、入札額の確認とともに、業者管理システムから出力した「競争入札参加資格者一覧（参加資格者名簿）」等により参加資格の有無を確認した上で行うこと。入札参加資格の確認および落札決定に時間を要する場合は、一旦落札決定を保留すること。

イ (1)イの場合を除き、一般競争入札については、原則として事後確認方式により参加資格を確認すること。

12 入札参加資格の確認結果の通知等

(1) 事前確認方式の入札

ア 確認の結果、入札参加資格を満たすとした者に対して、その旨を書面で通知すること。

イ 確認の結果、入札参加資格を満たさないとした者に対して、理由を付してその旨を書面で通知すること。この場合において、当該通知には、通知した日から起算して3日（県の休日を含まない。）以内に、入札参加資格を満たさないとした理由について書面で説明を求めることができる旨を明示すること。

ウ 契約担当者は、入札参加資格を満たさないとした理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面で回答すること。この場合において、当該回答に不服があるときは、回答をした日の翌日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に、知事に対して（書面で）苦情を申し立てることができる旨を明示すること。

(2) 事後確認方式の入札

ア 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、当該者の行った入札を無効とし、当該者に対して理由を付してその旨を書面で通知すること。この場合において、当該通知には、通知した日から起算して3日（県の休日を含まない。）以内に、入札参加資格を満たさないとした理由について書面で説明を求めることができる旨を明示すること。

イ 契約担当者は、入札参加資格を満たさないとした理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面で回答すること。この場合において、当該回答に不服があるときは、回答をした日の翌日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に、知事に対して書面で苦情を申し立てることができる旨を明示すること。

13 苦情処理

12(1)ウおよび(2)イの苦情申立てに係る事務処理は、管理課で行う。。

付 則

この要領は、平成 19 年 12 月 17 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 8 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別記

標準的な入札事務の流れ

執行事務の流れ	口 述	要 点
入札の執行宣言	只今から、〇〇〇の入札を行います。	
参加者の出席確認	これから出席者の確認を行いますが、その前に、代理人の方は委任状を提出してください。 (委任状の提出) 委任状を確認しますので、しばらくお待ちください。 (委任状の確認) ※注① それでは、これから出席者を確認しますので返事をお願いします。 (出席者の氏名を呼ぶ) ※注②	※注① ・ 委任者は、代表者または県との取引権限の委任を受けた者であるか ・ 住所、氏名、日付等に記入もれないか ・ 委任者、受任者とも押印があるか
参加者からの質問	入札に先立って何か質問はございませんか。 ※注③	※注② 事前確認を行わない事後確認方式の入札は、当日の受付簿により氏名を確認すること
入札回数	入札回数についてですが、滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領の規定により、原則として2回まで行うこととします。 なお、2回目の入札でも落札しなかった場合は、随意契約に移行する場合がありますのでご承知おきください。 また、代理人の方は入札書の記名、押印を自分の名前で行ってください。	※注③ 入札書の記入方法等の形式的な事項についてのみ回答し、仕様の細部等は仕様書のとおりとすること
入札書の投函	それでは、投函をお願いします。 (順次投函) 全員投函されましたか。 それでは、只今から開札を行いますので、しばらくお待ちください。	

開 札	(入札書のチェック) ・ 所定欄に記入漏れ、押印漏れがないか ・ 委任状が提出されている場合は、委任状に記載されたとおりの代理人の住所、氏名、印になっているか（このことが確認できれば、その他社名等の項目が付加されていても有効） ・ 金額に加除訂正がないか ・ 不備があれば、無効の処理 (予定価格書の開封) ・ 予定価格の範囲内かどうか ・ 判断は、予定価格から消費税を抜いた入札書比較価格によること (事後確認方式の場合の資格確認) ・ 落札候補者についてのみ名簿（業者管理システムの競争入札参加資格者一覧）により資格の有無を確認 ・ 資格が無ければ、無効の処理 ・ 2回目以降の入札には参加させない	
結果の発表	お待たせしました。只今から、入札結果を発表します。※注④	※注④
《落札したとき》	落札者は、〇〇〇〇さんで、入札書記載金額は△△△△円でした。入札書記載金額は△△△△円でした。（金額は2回言う。） △△△△円に10パーセントの消費税および地方消費税を加算した金額を落札金額とします。	無効がある場合は無効札のあることを発表し、理由説明は入札終了後本人に行うこと。
入札の終了宣言	以上で本日の入札を終了します。 どうも、ご苦労さまでした。	

《落札しなかったとき》	予定価格超過のため、落札しませんでした。 最低価格は△△△△円でした。最低価格は△△△△円でした。※注⑤ それでは、2回目の入札を行いますので、準備のできた方から順次投函をお願いします。 (順次投函) (開札は、1回目に準じて行う。)	※注⑤ 発表は価格のみで、入札者の名は発表しないこと。
《2回目で落札したとき》	お待たせしました。只今から、2回目の入札結果を発表します。 (以下、1回目に準じて落札したときの口述)	
《2回目でも落札しなかったとき →随意契約に移行する場合》	お待たせしました。只今から、2回目の入札結果を発表します。 予定価格超過のため、落札しませんでした。 最低価格は△△△△円、△△△△円でした。※注⑤ 随意契約に移行しますので、入札額が予定価格に近かった〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん(上位の1者ないし2者)は、この場に残ってください。 以上で本日の入札を終了します。 どうも、ご苦労さまでした。	※注⑤ 発表は価格のみで、入札者の名は発表しないこと。
《2回目でも落札しなかったとき →随意契約に移行しない場合》	お待たせしました。只今から、2回目の入札結果を発表します。 予定価格超過のため、落札しませんでした。 最低価格は△△△△円、△△△△円でした。※注⑤ 随意契約は行いませんので、本日の入札はこれで終了します。 どうも、ご苦労さまでした。	※注⑤ 発表は価格のみで、入札者の名は発表しないこと。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

滋賀県知事

住 所

商号または名称

印

代表者または受任者

印

下記の入札について、私は、滋賀県が入札公告で示した入札参加資格を次のとおり有していますので確認願います。

記

- 1 入札対象の業務名または物品名
(必要に応じて案件番号・案件名称とすることも可)
- 2 実績等の有無
詳細は別添のとおり